

## 行政書士法に基づく会員処分

【処分者】 茨城県知事 大井川 和彦

【被処分者】

氏 名 : 鈴木 貴充  
登録番号 : 第17111820号  
所属単位会 : 茨城県行政書士会  
事務所所在地 : 取手市新取手1-6-22  
処分年月日 : 令和5年 6月 8日  
処分の内容 : 15日間の業務の停止（令和5年7月1日から令和5年7月15日まで）  
処分の理由 :  
・依頼者からの業務において、虚偽の説明を行い、返金に応じなかった。  
・依頼者や本会からの再三の問い合わせに対し、正当な理由なく応じなかった。  
・依頼者からの業務において、少なくとも2度領収証を発行しなかった。  
よって、行政書士法第9条第1項及び同法第10条違反並びに行政書士法施行規則第10条違反である。